

横須賀市報

号外第9号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	（有）宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

平成31年第4号

監査の結果報告に係る措置の公表について

平成31年2月12日付け横須賀市監査委員公表平成31年第1号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年4月25日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	杉 田 惺
同	土 田 弘之宣

[文化スポーツ観光部]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 5月分旅費（軍港資料館等整備事業）に係る課長の市内出張及び市外出張の出張命令について、課長までの決裁となっていた。専決規程によれば、課長の市内出張命令及び市外出張命令については、部長の専決事項と規定されているため、今後は専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（文化振興課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、専決規程を確認して適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

- (2) 首都圏自然歩道維持管理補助に係る「長距離自然歩道維持管理協定書の締結について」の決裁文書について、課長までの決裁となっていた。専決規程によれば、一般事項の協定書等の締結については、部長の専決事項と規定されているため、今後は専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（観光課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。そこで、専決規程に基づいた適正な事務処理を行うことについて、課内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 横須賀芸術劇場及びベイスクエア・パーキング指定管理業務基本協定書では、毎月の管理業務の運営状況について翌月20日までに市に報告しなければならないとされているが、平成30年6月分指定管理者業務報告書について、同年7月24日に提出されていたので、今後は同協定書に基づいた適正な事務処理に改めるよう指定管理者に指導されたい。（文化振興課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、協定書の規定内容の認識不足から生じたものであった。今後は、協定書に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

- (2) 次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費額の算出誤りにより支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務

処理に改められたい。

- ・平成30年5月～6月分旅費（一般事務（社会体育振興）関係）
- ・平成30年5月～6月分旅費（スポーツ推進委員関係）
- ・5月分旅費（ツーリズムデザイン）
- ・5月分旅費（非常勤）（スポーツ振興課、観光課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、行程の確認不足から生じたものであった。過払い分を速やかに戻入するとともに、今後は横須賀市旅費支給条例に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。

3 契約に関する事務

市民スポーツ教室委託事業のジュニア陸上教室委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（契約規則第21条第6号の規定による予定価格が50万円を超えない額の業務委託契約）に該当する旨を記載した随意契約理由書を添付して契約事務を行っていた。しかし、同契約については予定価格が50万円を超える案件であり、随意契約理由については同施行令同条同項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約）を適用するべきであったので、今後は適正な事務処理に改められたい。（スポーツ振興課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、地方自治法施行令及び契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであり、課内において地方自治法施行令及び契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

- (1) 駐車場利用券（平日2時間券）の管理において、駐車場利用券受払簿における数量と実査数量が一致しなかったため、今後は適正な管理に改められたい。（文化振興課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、来庁者へ駐車場利用券を発行した際の確認不足から生じたものであった。そのため、払い出しの際には、必ず2人で枚数を確認し、管理するよう周知徹底した。

- (2) 備品の管理において、誤って登録した救助袋について、備品整理簿（台帳）を訂正していなかったため、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

(文化振興課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、備品登録時の入力誤りから生じたものであった。そのため、速やかに訂正を行い、今後は登録後に確認するよう周知徹底した。

5 工事の施行に関する事務

総合体育会館メインアリーナ天井改修その他工事において、事業者から提出された施工計画書及び材料承認願の内容について所管課は実質的に届出と解して処理しているが、たとえそうであるとしても、専決規程では簡易な届出の受理は課長の専決事項であるところ、係長の決裁で処理されていたので今後は専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。なお、施工計画書及び材料承認願のうち少なくとも材料承認願は届出とした場合、表題としては不適當なので、届出と分かる名称に改められたい。その旨、工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。(スポーツ振興課)

措置の内容

今回の指摘事項について、都市部公共建築課へ申し入れ、適正な事務処理を行うことについて両課で確認した。

[上下水道局]

1 予算の執行に関する事務

(1) 上下水道局専決規程において、所属職員の市外出張命令については課長の専決事項と規定されている。しかし、所属職員の7月分市外出張旅費について、課長までの決裁を得ないまま旅費の支給を行っているものがあつた。今後は、上下水道局専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。(総務課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、上下水道局専決規程の認識不足から生じたものであつた。そこで、上下水道局専決規程を確認し適正な事務処理を行うことについて、局内において周知徹底した。

(2) 上下水道局専決規程において、補助金に係る交付決定金額が50万円を超え100万円までのものは部長の専決事項と規定されている。しかし、水路

等境界確定測量費に係る当該金額範囲内の補助金支出決定について、経営部経理課長の合議を得ていたものの部長までの決裁となっていなかったため、今後は、上下水道局専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(用地管理課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、上下水道局専決規程の確認不足から生じたものであった。そこで、上下水道局専決規程を確認し適正な事務処理を行うことについて、局内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

- (1) 上下水道局契約事務取扱規程では、物件の購入に係る契約において、主管課長等が契約事務を行うことができる上限の契約予定価格は30万円までと規定されている。しかし、トナーカートリッジ（マゼンタ他）購入に係る契約について、当該上限金額を超えていたものの主管課長が契約事務を行っていたため、今後は上下水道局契約事務取扱規程に基づき適正な事務処理に改められたい。

(計画課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、上下水道局契約事務取扱規程の確認不足から生じたものであった。そこで、上下水道局契約事務取扱規程を確認し適正な事務処理を行うことについて、局内において周知徹底した。

- (2) 契約規則等において、修繕請負に係る30万円以下の随意契約にあつては、履行に必要な要件（修繕内容、期限を明記）を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されている。しかし、根岸町地区路面舗装修繕に係る当該金額以下の契約について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っているものの、当該見積書には契約の履行に必要なとされる修繕に係る履行期限の記載がなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(水道管路課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則等の認識不足から生じたものであった。そこで、契約規則等を確認し適正な事務処理を行うことについて、局内において周知徹底した。

- (3) 上下水道局契約事務取扱規程では、物件の修繕（施設等の修繕を含む）

に係る契約において、主管課長等が契約事務を行うことができる上限の金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合130万円までと規定されている。しかし、三春町1丁目地内合流汚水施設小破修繕に係る契約について、当該上限内の金額の契約であったものの、随意契約理由書において同施行令同条同項第6号（競争入札に付することが不利と認められる契約）を適用条項としていたため契約事務は契約課長が行うべきであったが、主管課長がこれを行っていたので、今後は上下水道局契約事務取扱規程に基づき適正な事務処理に改められたい。（下水道管渠課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、上下水道局契約事務取扱規程の確認不足から生じたものであった。そこで、上下水道局契約事務取扱規程を確認し適正な事務処理を行うことについて、局内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

- (1) 走水水源地内において、海岸保全区域を管理する海岸管理者（横須賀市長）から海岸保全区域標示錫の設置を目的に水道用地使用許可申請があり、これを許可しているが、当該標示錫が確認できない箇所があったので、今後は使用許可物件について現況を把握するなど、適切な管理に努められたい。（用地管理課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、水道用地使用許可物件の現況把握に関する意識が不足していたことから生じたものであった。今後は、水道用地使用許可物件の適切な管理に努めるよう徹底した。

- (2) 下水道施設に係る消防用設備について、根岸ポンプ場地下階の誘導灯が不点灯のものがあった。このことについては、前年度においても消防用設備点検結果報告書に他の事項と併せて改善事項として示されていた。従業者等に対する安全性の観点から、即時に対応できるものについては対応するとともに、大規模な修繕等を要するものについては必要に応じて計画的に対応するよう努められたい。（水再生課）

措置の内容

消防用設備である誘導灯の不点灯については、即時に必要な措置を講じた。

大規模な修繕等を要するものについては、計画的に実施するために必要な措置を引き続き講じることとし、すみやかに対応できるものについては、即時に対応することとした。